

「全国公立学校教頭会機関誌」編集規程

第1条（目的） この規程は、全国公立学校教頭会会則第4条(3)、(4)、(5)並びに運営規則第4条に基づき、「全国公立学校教頭会機関誌」（以下 全公教機関誌という）の編集について基本的な事項について定めるものである。

第2条（編集方針） 「全公教機関誌」の編集方針は、次のとおりとする。

- (1) 学校運営の基本理念とその実践を集録する。
- (2) 教職の専門性を培うための資料を提供する。
- (3) 各都道府県にある単位教頭会・副校長会の交流を図る。
- (4) 全国的・世界的視野に立つ研究物を提供する。

第3条（編集委員） 「全公教機関誌」の編集は、広報部が担当する。

（附 則）

この規程は、令和2年6月5日より施行する。